

令和2年4月農業委員会総会（定例会）議事録

1. 日 時 令和2年4月21日（火）14時10分
2. 場 所 善通寺市役所本庁3階大会議室
3. 出席委員 1 宮崎勇委員, 2 川田治弘委員, 3 原巧委員, 4 三原正子委員,
5 松本健委員, 6 立石泰夫会長, 7 藪内實委員, 8 南光紀夫委員,
9 堀家重孝委員, 10 近藤剛司委員, 11 大前純一委員,
12 瀬川治会長職務代理者, 13 穂山信雄委員, 14 森江正男委員
4. 欠席委員 なし
5. 傍聴人 なし
6. 事務局 局長 杉山 和也, 係長 我部山 美治
7. 議案等 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
報告第1号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価
(案) について
報告第2号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)につ
いて
8. 議 事
局 長

ただいまより令和2年3月の農業委員会総会、定例会を始めさせていただきます。それでは、始めに立石会長よりご挨拶を申し上げます。立石会長、よろしく申し上げます。

会 長

それでは通常総会に引き続きまして定例総会を始めたいとおもいます。

局 長

それでは、議事の進行につきましては、立石会長、よろしく申し上げます。

会 長

それでは、令和2年4月の農業委員会定例会を進めて行きたいと思えます。

まず、本日の議事録署名人には、第13番の穂山委員さんと、第14番の森江委員さんの両名、よろしく申し上げます。

それでは早速ですが、議案に入りたいと思えます。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを、議題といたします。議案第1号のうち、番号1につきましては、農業委員関連の案件でございますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項で、「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」と規定されておりますので、〇〇委員の退席を願ひ、個別に審議いたします。

(〇〇委員 14時 17分 退室)

会 長

事務局より説明を願ひいたします。

局 長

はい、番号1ですが、【申請人読み上げ】、所有権移転売買の案件でございます。

本件譲渡人は相続により農地を取得されておりますが、高松市に在住されており農地の管理に苦慮されておりました。一方、譲受人は、規模拡大のため所有者の菊地様に相談したところ、所有権移転の話がまとまったため、申請を行うものであります。

申請地は、【申請地読み上げ】を所有権移転売買するものであります。

本申請にあたり譲受人の経営農地はきれいに耕作されており、経営農地が4町1反を超えることから、特に問題はないと考えます。なお、申請地には野菜を作付けするとのことでございます。

会 長

ありがとうございました。それでは、ただ今、事務局より説明がありました、農地法第3条第1項の規定による番号1の案件につきまして、皆様方のほうから、何かご意見、ご質問はございませんか。

(全委員，質問なし)

会 長

ご質問がないようですので，賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員，挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして，議案第1号，農地法第3条第1項の規定による許可申請番号1につきまして，原案のとおり決定をいたします。

〇〇委員さんの入室を認めます。

(〇〇委員 14時 22分 入室)

会 長

それでは，引き続きまして議案第1号の残りの案件につきまして，事務局より説明をお願いします。

局 長

はい，番号2ですが，【申請人読み上げ】，所有権移転売買の案件でございます。

本件の申請地は，譲受人の自宅に隣接しておりますので，耕作に便利であるため所有者に相談したところ，話がまとまり，所有権移転売買を行うものであります。

本申請は【申請地読み上げ】について所有権移転売買を行うものであります。本申請にあたり譲受人の経営農地はきれいに耕作されており，総経営農地が1町1反を超えることから，特に問題はないと考えます。なお，申請地には野菜を作付けすることとあります。

次に番号3ですが，【申請人読み上げ】，所有権移転贈与の案件でございます。

本件の譲渡人は，相続により本申請地を取得しておりますが，千葉県千葉市に在住しているため，農地の管理に苦慮していました。つきましては，譲受人に相談したところ，所有権移転の話がまとまり，今般申請を行うも

のであります。

申請地は、【申請地読み上げ】を所有権移転贈与するものであります。

本申請にあたり、譲受人の農地取得後の経営農地は5反を超え、経営農地は管理されていることなどから、特に問題はないと考えます。なお、申請地には水稲を作付けするとのことであります。

次に番号4ですが、【申請人読み上げ】、所有権移転贈与の案件でございます。

本件譲渡人が所有されている農地のうち田は申請地の2筆であり、経営基盤強化促進法により第三者に貸し付けておられました。一方、譲受人は、所有農地拡大のため所有者の水原様に相談したところ、所有権移転の話がまとまったため、申請を行うものであります。

申請地は、【申請地読み上げ】を所有権移転贈与するものであります。

本申請にあたり譲受人の経営農地はきれいに耕作されており、総経営農地が1町1反を超えることから、特に問題はないと考えます。なお、申請地には水稲を作付けするとのことであります。

次に次に番号5と番号6については自作地相互の交換でありますので一括してご説明いたします。【申請人読み上げ】、所有権移転交換の案件でございます。

本件は、申請者双方が隣接して所有されております農地を整形するために交換するものであります。

申請地は、【申請地読み上げ】の農地については、〇〇様から〇〇様へ、【申請地読み上げ】の農地については、〇〇様から〇〇様に所有権移転するものであります。

本申請にあたり〇〇様の経営農地は15アールであり下限面積制限に該当しますが、農地法第3条第2項ただし書及び農地法施行令第6条第3項第3号に該当いたしますので問題はないと考えます。

以上、5案件、登記地目は田が10筆、面積は4,805㎡であります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

ありがとうございました。それでは、ただ今、事務局より説明がありました、農地法第3条第1項の規定による案件につきまして、皆様方のほうから、何かご意見、ご質問はございませんか。

〇〇委員

番号3の譲受人の所有農地には貸付地があるようですが、そういった方も取得できるのですか。

事務局

農地法第3条第1項の許可に係る審査基準において、農地等の集団化等地域の農地等の効率的な利用のために他に使用及び収益を目的とする権利が設定されており、権利を取得しようとする者又はその世帯員等がその返還を受けて耕作又は養畜の事業に供することができないときは、「すべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行う」と認められるかの判断をする上で勘案しないものとされております。このため、貸付地があっても全て不許可となるわけではありません。

会長

ありがとうございました。他にご意見、ご質問はございませんか。

会長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員、挙手)

会長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請につきまして、原案のとおり決定をいたします。

会長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請につきましては、原案のとおり決定をいたします。続きまして、議案第2号、農地法第5条第1項の許可申請についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

局 長

はい。それでは議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、議案書の3ページ4ページで、7件の案件についてご説明申し上げます。

番号1ですが、【申請人読み上げ】、所有権移転売買の案件でございます。

譲受人は主に運送業を営んでいる株式会社の代表取締役であります。会社は現在車輛15台を保有しているため、会社から500メートル程離れた場所に駐車場を借りておりますが、返却することとなりました。申請地は、会社に隣接し、広さも適当であることから、駐車場として計画したところ、譲渡人の永井様と話がまとまり、転用申請するものです。

本申請は【申請地読み上げ】に隣接する雑種地及び宅地を併せ利用地として貸駐車場にすることを目的として転用申請するものであります。提出書類に不備はなく、本転用についての、近隣の農地関係者の方との調整を了しており、本転用について、特に問題は無いと考えております。

なお、本申請地は4月2日に農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答のあった第2種農地であります。

番号2ですが、【申請人読み上げ】、所有権移転売買の案件でございます。

譲受人である近藤様は主に建設業を営んでいる会社の代表取締役であります。現在、会社の事務所は〇〇〇〇にあるビルの一室を借りておりますが、手狭な状態であります。また、資材置場及び駐車場は坂出市府中町で借りているために、遠くて管理に不便を来しております。併用地には事務所として使用できる建物が建っており、申請地を含めると、資材置場及び駐車場とする広さも適当であることから、移転を計画したところ、農地の処分を考えておられた譲渡人の勇野喜様と話がまとまり、転用申請するものです。

本申請は【申請地読み上げ】に隣接する宅地を併せ利用地として、倉庫兼事務所1棟832.32㎡、資材置場及び駐車場とすることを目的として転用申請するものであります。提出書類に不備はなく、本転用についての、近隣の農地関係者の方との調整を了しており、本転用について、特に問題は無いと考えております。

なお、本申請地は4月2日に農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答のあった第2種農地であります。

次に番号3ですが、【申請人読み上げ】、所有権移転売買の案件でございます。

譲受人は主に新車中古車自動車販売及び自動車整備を営んでいる会社であります。現在の敷地は飽和状態であるため、事業拡大を行うためには、新たに土地を取得することが必要となりました。申請地は、会社に隣接し、広さも適当であることから、駐車場として計画したところ、譲渡人の小田様と売買の話がまとまったため、今般申請に及んだものであります。

本申請は【申請地読み上げ】に隣接する宅地、雑種地を併せ利用地として駐車場とするものであります。提出書類には特に不備はなく、本転用についての、近隣の農地関係者の方との調整を了しており、本転用について、特に問題は無いと考えております。なお、本申請地は4月2日に農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答のあった第2種農地であります。

番号4ですが、【申請人読み上げ】、所有権移売買の案件でございます。

譲受人は宇多津町に本社を置き、不動産業を営んでいる会社であります。丸亀市で分譲していた物件が完売したため、〇〇地区において分譲住宅を計画したところ、農地の処分を考えておられた譲渡人と売買の話がまとまったため、今般申請に及んだものであります。

本申請は【申請地読み上げ】に分譲住宅10棟2階建649.80㎡を建築するものであります。提出書類には特に不備はなく、本転用についての、近隣の農地関係者の方の同意を得られており、本転用について、特に問題は無いと考えております。なお、本申請地は4月2日に農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答のあった第2種農地であります。

番号5ですが【申請人読み上げ】、使用貸借権設定の案件でございます。

譲受人である〇〇様は現在丸亀市で親家族と同居しておられますが、子供の成長により手狭な状態となっているため、今般、義父の土地を借り受けて住宅を建設するため申請に及んだものであります。

本申請は【申請地読み上げ】に分家住宅1棟平屋建127.52㎡とするものであります。提出書類には特に不備はなく、本転用についての、近隣の

農地関係者の方との調整を了しており、本転用について、特に問題は無いと考えております。なお、本申請地は4月2日に農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答のあった第2種農地であります。

番号6ですが、【申請人読み上げ】、所有権移売買の案件でございます。

譲受人は土木建築業を営んでいる会社であります。建設機械器具等の保管場所が不足している状況であります。申請地は、会社から近く、広さも適当であることから、倉庫、資材置場及び駐車場とするための計画したところ、農地の処分を考えておられた譲渡人の稲田様と売買の話がまとまったため、今般申請に及んだものであります。

本申請は【申請地読み上げ】に倉庫1棟平屋建113.20㎡、資材置場及び駐車場を建設するものであります。提出書類に特段不備はなく、近隣の農地関係者の方との調整を了しており、本転用について、特に問題は無いと考えております。なお、本申請地は4月2日に農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答のあった第2種農地であります。

番号7ですが、【申請人読み上げ】、所有権移売買の案件でございます。

譲受人は現在公営住宅に居住されていますが、孫の成長に伴い手狭な状態となっています。また、主に土木建築業を営んでいる会社の代表取締役をされており関連業者が多い木徳地区で事務所として使用できる土地を探しておられました。申請地は、住宅兼事務所、家族用及び業務用駐車場を建設するための条件を満たしております。今般、農地の処分を考えておられた譲渡人と売買の話がまとまったため、申請に及んだものであります。

本申請は【申請地読み上げ】に事務所兼住宅1棟平屋建127.52㎡を建築、駐車場10台分整備するものであります。提出書類に特段不備はなく、近隣の農地関係者の方との調整を了しており、本転用について、特に問題は無いと考えております。なお、本申請地は4月2日に農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答のあった第2種農地であります。

以上、7案件、登記地目は田が16筆、転用面積は8,802㎡、県知事へは、許可が相当との意見書を添えて進達したいと考えておりますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

会 長

ただ今、事務局より説明のありました案件について、地元の農業委員さんのご意見をお伺いしたいと思います。

番号1については〇〇町、番号3・4・5・7については〇〇町ですので、〇〇地区の委員さんにご意見をお聞きしたいと思います。

〇〇委員

はい。4月19日、推進委員と現地を見てきました。

特段問題は無いと思います。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。

次に番号2については〇〇町、番号6については〇〇町ですので、〇〇地区の委員さんにご意見をお聞きしたいと思います。

〇〇委員

はい。4月9日、委員4名で現地を見てきました。

特段問題は無いと思います。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということですが、それでは、皆様方のほうから何かご意見、ご質問などはございますか。

(全委員質問無し)

会 長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第2号、農地法第5条第1項の許可申請につきましては、原案のとおり決定をいたしま

す。

続きまして、報告第1号、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について及び報告第2号、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

それでは、報告第1号令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）、報告第2号、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）についてご説明いたします。この、報告につきましては、農業委員会に関する法律第37条において、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない、と規定されておりますので、毎年この時期の定例会において前年度の状況について前年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、事務局におきまして案を作成したものを委員さんに見ていただき、お気づきの点があれば事務局までご連絡していただきたくお願いしているものであります。また、報告第2号につきましては、今年度の活動計画の案を作成いたしましたので、お気づきの点があれば事務局までご連絡していただくようお願いいたします。この活動の点検・評価及び活動計画は6月末までにホームページに掲載する予定としております。以上でございます。

会長

ありがとうございました。それでは、皆様方のほうから何かご意見、ご質問などはございますか。

（全委員意見、質問なし）

会長

それでは、報告第1号、報告第2号につきましては、事務局の報告のとおりとさせていただきます。

これで本日の議案審議については、全て終了いたしました。ご協力あり

ありがとうございました。

これで4月の農業委員会総会（定例会）を終了いたします。

閉会時刻 15時10分 終了

善通寺市農業委員会総会会議規則(昭和32年善通寺市農業委員会規則第1号)

第18条第2項による署名人

農業委員会会長

13番委員

14番委員

会長職務代理者